改正 平成28年3月31日 原規技発第1603318号 原子力規制委員会決定

使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (原規研発第 1311274 号 (平成25年11月27日原子力規制委員会決定)) の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

原子力規制委員会

使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正について

原子力規制委員会は、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈を 別添の新旧対照表のように改正する。

附則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正 新旧対照表 (下線部は改正部分)

○使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈

| 放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならない。 とは、 <u>「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)」</u> (以下「線量告示」という。)で定める「管理区域に係る線量等」、「周辺監視区域外の線量限度」及び「放射線業務従事者の線量限度」を満足するために、必要に応じて、遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることをいう。なお、同一の周辺監視区域内に複数の施設がある場とをいう。 | 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に | 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の | 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の |
|--|--|--|---|
| | 関する規則 | 解釈(改正後) | 解釈 (現行) |
| $2 \sim 5$ (略) $2 \sim 5$ (略) | 第三条 使用施設等は、放射性物質からの 放射線に対して適切な遮蔽能力を有す | 1 第3条に規定する「適切な遮蔽能力を有するもの」とは、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)」(以下「線量告示」という。)で定める「管理区域に係る線量等」、「周辺監視区域外の線量限度」及び「放射線業務従事者の線量限度」を満足するために、必要に応じて、遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることをいう。なお、同一の周辺監視区域内に複数の施設がある場合は、各施設からの線量も適切に考慮すること。 | 1 第3条に規定する「適切な遮蔽能力を有するもの」とは、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示(昭和63年7月26日科学技術庁告示第20号)」(以下「線量告示」という。)で定める「管理区域に係る線量等」、「周辺監視区域外の線量限度」及び「放射線業務従事者の線量限度」を満足するために、必要に応じて、遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることをいう。 なお、同一の周辺監視区域内に複数の施設がある場合は、各施設からの線量も適切に考慮すること。 |

使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(改正後)

(別記3) (略)

別紙 $1. \sim 11.$ (略)

※ (略)

注 1~20 (略)

21 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 遮蔽物のある場合には、その構造及び材料並びに放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、また、遮蔽物のない場合には、放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、それぞれ記載すること。また、<u>線量告示</u>に定める放射性物質の濃度限度を満たしていること及び被ばく管理についても記載すること。

22~61 (略)

備考1~5 (略)

使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (現行)

(別記3) (略)

| 別紙1. ~11. (略)

※ (略)

注 1~20 (略)

21 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 遮蔽物のある場合には、その構造及び材料並びに放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、また、遮蔽物のない場合には、放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、それぞれ記載すること。また、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示」 (昭和63年科学技術庁告示第20号)に定める放射性物質の濃度限度を満たしていること及び被ばく管理についても記載すること。

 $22\sim61$ (略)

備考1~5 (略)